

目 次

I. いじめの防止等に関する基本的な考え方	2
1. 学校の方針	
2. 基本的な考え方	
3. いじめの定義	
4. いじめの理解	
5. いじめの防止のための態度形成	
6. いじめの問題の克服に向けた学校・家庭・地域社会の基本的な役割	
II. いじめの防止等に関する学校の取り組み	4
1. 学校いじめ防止基本方針の策定と校内組織の設置（別紙1・2）	
2. 未然防止	
3. 早期発見	
4. 早期対応	
5. インターネットを通じて行われるいじめへの対応	
6. 家庭や地域社会との連携	
7. 関係機関との連携	
III. 重大事態への対処	6
1. 重大事態の意味	
2. 学校による調査	
IV. いじめの防止等の検証及び見直し	7
1. 実施状況の報告	
2. 総合的な検証	

I. いじめの防止等に関する基本的な考え方

1. 学校の方針

本校は、校訓「自主・協力・実践」のもと、明るい未来を切り拓き、心身ともに健康で豊かな人間性を備えた生徒の育成をめざしている。学習活動をはじめ様々な活動を通して、自ら考え判断し、主体的に行動する力を身につけ、様々な課題を乗り越える力の育成に取り組んでいる。そのために、生徒の実態を的確に把握し、教職員の連携のもとあらゆる教育活動の場を通じて、よりよい生徒集団の育成を図っている。

また、いじめの問題の克服については、「いじめは人権侵害であり、決して許さない」という確固とした認識のもと、これまでの生徒指導体制を再度見直し、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進していく。そのために、「姫路市立安富中学校いじめ防止基本方針」を策定する。

2. 基本的な考え方

本校は、町域の中心地安志に位置し、町域唯一の中学校で、校区には南北2校の小学校がある。保護者・地域住民の学校に対する期待も大きく、ふるさとを大切にする生徒、ふるさと安富を支える人材の育成を願っている。

生徒は純朴で、「何事にも積極的に取り組む生徒」を本校のめざす生徒像として、日々の学校生活に励んでいる。また、生徒会が中心となって、一人ひとりが、一つの行事に一生懸命に取り組み、その成功の喜びを全員で共有する風土を大切に学校行事や委員会活動に取り組んでいる。さらに、本校は、以前から「地域に学ぶ体験学習」や「ふれあいの会」を通じて、自治会をはじめ地域との交流を積極的に押し進め、自尊感情や自己有用感の育成に取り組んでいる。

いじめについては、本校教職員の合い言葉「子供の顔を思い浮かべて、その日を振り返る」を実践して、個々の生徒たちの学校生活や家庭生活の状況を敏感にキャッチしようと努めている。また、小規模校の利点を生かして、日々の「声かけ」を大切にして、常に生徒に寄り添いながら、生徒とともに、いじめを抑止し、人権を守る土壌を育み、いじめを許さない学校づくりを家庭・地域社会の中核となって推進する。そのために、以下の体制を構築し取り組む必要がある。

3. いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とされている。個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立つて行うものとする。法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。ただし、いじめを受けた生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめを受けた生徒本人や周辺の状況を客観的に確認することを排除するものではない。

4. いじめの理解

以下は、いじめについての基本的な認識である。

- (1) いじめは、どの子供にも、どの学校にも起こり得るものである。
- (2) いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- (3) いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- (4) いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- (5) いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- (6) いじめは、教職員の生徒観や指導の在り方が問われている問題である。
- (7) いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- (8) いじめは、学校・家庭・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (9) いじめは、暴力を伴わなくても、生命、身体に重大な危険をもたらす場合がある。
- (10) いじめは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者あるいは、信頼できる大人に相談できる者への転換を促すことが重要である。

5. いじめの防止のための態度形成

- (1) 人間としての在り方や生き方に関する思考を育む。
- (2) 自ら正しいと判断した行動をとれる態度を身につける。

6. いじめの問題の克服に向けた学校・家庭・地域社会の基本的な役割

いじめの問題の克服のため、学校・家庭・地域社会がそれぞれの役割を果たしつつ、協働して生徒一人一人の成長を促す。

(1) 学校の役割

- ア. 学校における全ての教育活動を通して、「豊かな心」「確かな学力」「健やかな体」を基盤とした生きる力の育成に取り組む。
- イ. 学級活動、生徒会活動、学校・家庭・地域ふれあい事業等を通して、生徒に自ら考え、実行する機会を与え、いじめの防止等の活動やインターネット、スマートフォン・携帯電話等の活用についてのルールづくり等に取り組ませる。
- ウ. 生徒に、互いを思いやり尊重し合うことが大切であることを理解させるとともに、自尊感情や自己有用感、規範意識の醸成に努める。
- エ. 教職員のいじめの問題への対応力の向上に努めるとともに、教育相談体制を充実させ、深い生徒理解の下、悩みをよく傾聴し、「一緒に考える」という姿勢で生徒指導を進める。
- オ. 学校・家庭・地域社会の連携を進め、協働していじめの問題の克服に努める。
- カ. 複雑化、多様化するいじめの現状を教職員が共通理解した上で、生徒への日常的な指導や保護者・地域社会への啓発に取り組む。

(2) 家庭の役割

- ア. 「子供は家族からの愛情に包まれ、心の居場所がある中で、他者への思いやりを持ち、調和のとれた人間関係を形成することができる」ということをしっかり認識したうえで家庭教育を進める。
- イ. 基本的な倫理観、規範意識、市民意識、社会の形成者としての認識、自立心等を保護者の責務として育む。
- ウ. 我が子が自分の悩みを安心して打ち明けられるような家族関係を築く。

- エ. 日頃から、学校と連携し信頼関係を築き、我が子がいじめの被害にあった場合や、我が子がいじめに関わっていた場合には、どうしていくべきかを我が子と共に考え、学校とともに問題解決に向け協力して取り組む姿勢を持つ。
- オ. 法令に規定された保護者の責務に関する理解を深めるとともに、インターネットや携帯電話等などのツールの使用に関して家庭のルールづくりを行い、実行していく。

(3) 地域社会の役割

- ア. 子育てに不安を抱える保護者を孤立させず、「地域の子供は地域で守り育てる」という教育支援機能を活性化させる。
- イ. 地域行事や伝統行事を通して、子供たちに自分たちも地域の一員であるという市民意識を育成するとともに、地域社会という学校以外の大人から人間としての在り方や生き方を学ぶ機会をつくる。
- ウ. いじめの問題は社会全体で取り組む問題であるという認識の下、地域における見守り活動や学校、家庭との連携を推進する。
- エ. 大人社会のありようについて真摯に考え、いじめの問題の克服に向けて子供たちの標となり得るよう努める。

Ⅱ. いじめの防止等に関する学校の取り組み

1. 学校いじめ防止基本方針の策定と校内組織の設置

(1) 学校いじめ防止基本方針

いじめの防止全体に係る内容について実効性を持つよう、具体的な実施計画や実施体制を定める。また、家庭・地域に理解を得るとともに、学校全体で点検し、必要に応じて見直すPDCAサイクルを盛り込む。

なお、策定・見直しに当たっては、校長を中心に教職員全員が検討するのみならず、生徒、保護者、地域住民等と話し合う機会を設けて、意見を取り入れるよう努める。

(2) いじめ対応チーム等の校内組織

ア. 構成

校長、教頭、生徒指導担当、道徳・人権教育担当、学年担当、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、カウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他の必要な関係者

イ. 具体的役割

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成【別紙1】
- ② 具体的で実効性のある校内研修の企画
- ③ 実態把握や情報収集を目的とした取組
- ④ いじめが生じた際の組織的な対応
- ⑤ 事実関係の把握といじめか否かの判断
- ⑥ いじめを受けた生徒に対する支援・いじめを行った生徒に対する指導の体制・対応方針の決定
- ⑦ 保護者や地域社会への情報提供
- ⑧ 学校いじめ防止基本方針の点検・見直し

(3) いじめを認知した場合の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、速やかに市教委に報告するとともに、いじめ対応チームを発足させ、情報の収集と記録・情報の共有・

いじめの事実確認を行い、迅速ないじめの解決に向けた組織的に対応する。

【別紙2】

2. 未然防止

- (1) 学校の全教育活動を通じた豊かな心の育成に努める。
 - ア. 豊かな体験活動や道徳教育の要となる「特別の教科 道徳」を充実させる。
 - イ. 自他の大切さを認め合い尊重し合う態度の育成に努める。
- (2) キャリア教育、ライフスキル教育の充実を図り、自尊感情・自己有用感の育成に努める。
- (3) 確かな学力の育成に努める。
 - ア. 生徒一人一人が成就感や達成感を味わえるような授業の充実を努める。
 - イ. 授業改善やICT機器の活用を通じた「わかる授業」の展開に努める。
 - ウ. 体験的な理解や繰り返し学習等を通じた基礎的・基本的な知識、技能の習得に努める。
- (4) 小中一貫教育の推進
学力の向上と人間関係力の育成に努める。
- (5) 異校種間連携の推進
小学校との連携により、いじめに対する学校の指導体制、指導内容の共有を図る。
- (6) 校内研修の充実
 - ア. 「いじめ対応マニュアル」等を活用した校内研修や事例研修を実施する。
 - イ. 「No!体罰」(兵庫県教育委員会作成)研修を実施する。
 - ウ. 共感的理解に基づく生徒指導の充実に向け、カウンセリングマインド研修を実施する。

3. 早期発見

- (1) 生徒の実態把握
定期的なアンケート調査及び教育相談や、生活ノート、家庭訪問等を通じた生徒実態把握に努める。アンケート調査にあたっては生徒が記入しやすい形態で実施する。
- (2) 相談しやすい環境づくり
 - ア. スクールカウンセラー等の活用に努める。
 - イ. 養護教諭との連携を図る。
 - ウ. 保護者支援も含めたスクールソーシャルワーカー等の活用

4. 早期対応

- (1) 正確な事実把握に努める。
- (2) 指導体制、方針を決定する。
- (3) 生徒への指導・支援を行う。
- (4) 保護者との連携を図る。
- (5) 事後の対応を行う。
- (6) いじめの解消に努める。

※いじめの解消に関しては少なくとも次の2つの要件が満たされていることを確認する。

 - ア. 心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)が止んでいる状態が少なくとも3か月は継続していること。
 - イ. いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが、本人及びその保護者への面談等により確認されていること。

5. インターネットを通じて行われるいじめへの対応

- (1) 情報モラルに関する指導力の向上を図る。
- (2) 保護者と連携し、生徒が発するSOSの把握に努める。
- (3) いじめを発見した場合は、資料・証拠を確保するとともに、書き込みや画像の削除等迅速な対応を行う。

6. 家庭や地域社会との連携

- (1) 家庭や地域社会への啓発に努める。
保護者研修会やホームページ、学校だより等により相談窓口や連絡体制の周知を図る。
- (2) 家庭や地域社会の協力
PTAや地域団体とのネットワークづくりを行うとともに、協力体制を構築する。

7. 関係機関との連携

- (1) 警察との連携を図る。
- (2) 福祉機関との連携を図る。
- (3) 法務局との連携を図る。
- (4) 医療機関との連携を図る。

Ⅲ. 重大事態への対処

1. 重大事態の意味

- (1) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2. 学校による調査

- (1) 重大事態の報告
学校から教育委員会を通じて市長に報告する。
- (2) 調査主体を教育委員会から指示に基づき決定する。
- (3) 学校が主体となる場合、調査を行うための組織は、「いじめ対応チーム」を母体とし、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加え、「学校いじめ防止基本方針」に従って調査を行う。
- (4) 調査の実施
 - ア. いじめを受けた生徒からの聞き取りが可能な場合
丁寧な聞き取り調査及び質問紙調査を行う。この際、いじめられた生徒や情報を提供した生徒を守ることを最優先する調査を実施する。
 - イ. いじめを受けた生徒からの聞き取りが不可能な場合
生徒の入院や死亡などにより聞き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に今後の調査について協議し、調査を実施する。
 - ウ. 生徒の自殺という事態が起こった場合
亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、背景調査を実施する。

(5) いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報の提供

学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について姫路市個人情報保護条例を踏まえた上で、適時・適切な方法で経過報告に努める。

(6) 調査結果の報告

学校は、調査結果について教育委員会を通じて市長に報告する。その際、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、当該生徒又はその保護者の所見を調査結果の報告に添える。

IV. いじめの防止等の検証及び見直し

1. 実施状況の検証

この基本方針に基づくいじめの防止等の対策については、必要な見直しを行う。

2. 総合的な検証

この基本方針については、おおむね3年後を目途に、必要な見直しをする。

年間指導計画

月	職員会議等	未然防止	早期発見
4	いじめ対応チーム指導計画立案		
5	いじめ対応チーム会議		
6	いじめ対応チーム会議		教育相談①
7	いじめ対応チーム会議 ライフスキル研修いじめ 小中合同研修 カウンセリングマインド研修 アンケート結果報告	町別懇談会での啓発 ライフスキル教育	いじめアンケート①
8	いじめ対応チーム会議		三者面談
9	いじめ対応チーム会議 いじめアンケート結果報告	体育祭	いじめアンケート②
10	いじめ対応チーム会議	ふれあいの会 地域の祭りへの参加	教育相談②
11	いじめ対応チーム会議 カウンセリングマインド研修	合唱コンクール 地域に学ぶ①	
12	いじめ対応チーム会議	ライフスキル教育	三者面談
1	いじめ対応チーム会議		
2	いじめ対応チーム会議 いじめアンケート結果報告	ライフスキル教育	いじめアンケート③ 教育相談③
3	いじめ対応チーム会議	小中情報交換	学年懇談会